

令和8年度着手

鯖江第3地区 農業用道路事業 計画概要書
【農村振興総合整備統合補助事業】

事業主体 鯖江市

第1章 目的

本地区は、福井県嶺北地方のほぼ中央に位置し、優良農地が広がっている穀倉地帯であり、昭和47年から昭和48年にかけて県営ほ場整備事業鯖江東部地区により整備された。

現在、農道は狭く、営農組織の大型農業機械の通行が困難であることから農作業に支障を来たしている。

よって、農業用道路の整備を行うことは、転作作物の品質及び農業輸送の円滑化が確保される。また、農作業と農作物の効率化が図られることにより、将来に向けて継続的な農業生産体制を構築し、地域の農業農村の活性化を図る。

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

鯖江市：中野町

第2節 地積

事業名 地目 市町村名	農業用道路						備考
田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)	非農用地 (ha)	道水路敷 (ha)	計 (ha)		
鯖江市	18.2	—	—	—	—	18.2	
計	18.2	—	—	—	—	18.2	

第3節 現況

1. 気象

観測所名	福井観測所	かんがい期	非かんがい期	計または平均 (年間)
観測期間	H 23～R 2	5月～9月	10月～4月	
平均気温(℃)		23.8	8.9	15.1
平均降水量(mm)		194	207	202
平均降水量日数(日)		11	17	15
根雪期間		12月～3月		日間
無霜期間		4月～11月		日間
最多風向	S (7～8月)	最大風速		21.8 m/s

2. 地 形 地 質

標高が10mで勾配1/500の平坦地で、地質は粘質の沖積世非固結堆積物からなる。

3. 道 路 状 況

昭和47年～58年に県営圃場整備事業鯖江東部地区で幅員1.8mの水路の管理用装道路で整備されたが、県道鯖江・浅水線沿に地域の営農組織であるエコファーム舟枝の作業拠点である農機具倉庫が建てられ、営農活動を行うことになった。現在、農機具倉庫から、各圃場へ移動するには、県道を走行しているが、交通量が多く、交通の支障となっている。

4. 営 農 状 況

地区内の農業は営農組織による生産者組織(エコファーム舟枝)により行われおり、基幹作物は水稻を中心とし、そばや大麦等の転作作物として生産している。。

しかし、作業拠点である格納庫が、県道に隣接しており、各圃場へ向かうには、隣接する道路の幅員が狭いために、県道を走行して向かうしか方法がない。よって、農地の集団化、営農の効率化が確保されてない状況であり、農業経営の合理化に支障をきたしているため、持続的な農業経営に困難を窮めている。

5. 地域環境の概略

農道は、鯖江東部に広がる田園地帯で、生態系等の自然環境に恵まれた地域である。

第3章 基本計画

第1節 計画の要旨

1. 要旨

本地区の道路は、現在、水路の管理道路として利用している路線である。農道は狭く、営農組織の大型農業機械の通行が困難であることから農作業に支障を来たしている。よって、水路の管理道路を拡幅して、農作業道路として活用することにより、生産から流通まで一貫した輸送経路となり、農産物・生産資材等の輸送を円滑化、農作業の迅速化が図られる。また、走行経費の節減や荷傷み防止が抑制されることで、農作物の品質が確保や商品化率の増加に繋がり、農業経営の安定を図る。

2. 事業別面積

土地利用区分 事業目的	農業用道路					計 (ha)	備考
	旧田 (ha)	新規田 (ha)	輪換耕地 (ha)	普通畠 (ha)			
農道整備	18.2					18.2	
計	18.2					18.2	

第2節 営農計画

優良農地の保全と農地の流動化、農業の集約化を図ることで、適切な土地利用に努める。さらに、収益性の高い作物の作付け拡大と農作物の高付加価値化、大規模経営の推進や生産コストの低減により、農業経営の安定を強化していく。

第3節 環境との調和への配慮

本事業を施工するにあたり、建設機械は排出ガス対策型機械を使用することにより大気汚染の防止及びゴム製キャタピラ付きの機械を極力使用することで騒音や振動防止に努める。また、ドライ施行を原則とし、天候に応じた工程により、水質の保全や水環境及び生態系等に十分な配慮を行う。

第4節 計画基本事項

1. 農業用道路事業

ア) 道路計画

幅員 ----- 全幅員 3.7m

舗装種別 ----- 表層 : $t=4\text{cm}$ 再生密粒度アスコン 13F
路盤 : $t=12\text{cm}$ RC-40

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事の内容

1. 農業用道路事業

道路工 ---- プレキャストL型擁壁 粘性土タイプ $H=1.0\text{m}$ $L=766.0\text{m}$

第2節 予定期

令和 8 年 ~ 令和 13 年

第3節 管理の要領

本事業により設置された農業用道路施設は、鯖江東部土地改良区が管理する。

第5章 換地計画の要領
第1節 換地計画樹立の必要性

該当なし

第2節 換地計画樹立の基本方針
1. 従前の土地の地積の基準

該当なし

2. 農用地集団化の方法

該当なし

区分 換地区	地帯別 グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画畔の 取り扱い

3. 非農用地の換地方針

該当なし

4. 清算の方法

該当なし

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入に係る地積

該当なし
単位:ha

区分 用途	機能交換に係る土地				一般 国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
計						

第4節 換地処分の時期に関する特則

該当なし

第6章 費用の概算

令和7年度価格

区分	事業費	総事業費	備考
全区	90,000	90,000	
計	90,000	90,000	

第7章 効用

【農業用道路事業】

令和7年度価格

区分	年総効果額 (便益)額	年増加農業所得額	備考
食料の安定供給の確保に 関する効果	10,366	96	総費用総便益比 : 2.11
維持管理費節減効果	48	96	総所得償還率 : 16.8 %
営農経費節減効果	10,318	—	増加所得償還率 : — %
農村の持続的発展に 関する効果	—	—	
農村の振興に 関する効果	—	—	
多面的機能の發揮 に関する効果	—	—	
その他の効果	—	—	
計	10,366	96	

第8章 他の事業との関連

該当なし

第9章 計画概要図

別添団面参考

事業の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

1) 総 事 業 費

・農業用道路	90,000 千円也 [事業費]	90,000]
	千円也 [事務費]	0]

2) 負 担 区 分

【農業用道路事業】

(千円)

区 分		補 助 率	金 領	計
国 庫 捧 助	事 業 費	50.00 %	45,000	45,000
	事 務 費	— %	—	
県 費	事 業 費	20.00 %	18,000	18,000
	事 務 費	— %	—	
分 担 金	鰐 江 市	事 業 費	15.00 %	13,500
		事 務 費	— %	
	地 元	事 業 費	15.00 %	13,500
		事 勿 費	— %	
計				90,000

2 地元負担の予定基準

地 積 割 に 賦 課 す る

3 負 担 団 体

鰐 江 市

鰐 江 東 部 土 地 改 良 区

一 定 地 域 調 書

一 定 地 域 調 書

【農業用道路事業】

鯖江第3地区